

企画競争実施の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成27年 7月13日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所長 西村 尚己

1. 業務概要

(1) 業務名

阪神港広報用映像制作業務

(2) 業務内容

本業務は、港の重要性と阪神港（神戸港、大阪港）の概要について、一般の方に理解してもらうための広報用映像を制作するものである。

(3) 履行期限

契約締結の日から平成28年3月11日まで

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（広告・宣伝）」のA、B、C又はD等級の登録を行っている近畿地域に競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画提案書の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係) 所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (6) 企画提案書の提出者については、下記に示す同種又は類似業務について、平成17年4月1日以降公示日までに元請けとして完了した業務について1件以上の実績を有していること。

同種業務：港湾または海岸事業の映像制作に関する業務

類似業務：公共事業の映像制作に関する業務

- (7) 配置予定技術者については、下記に示す同種又は類似業務について、平成17年4月1日以降公示日までに元請けとして完了した業務について1件以上の従事した経験を有していること。
- 同種業務：港湾または海岸事業の映像制作に関する業務
類似業務：公共事業の映像制作に関する業務
- (8) 企画提案書のうち、業務実施体制については、再委託の内容、業務分担構成の妥当性が確保されていること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1-2-1-1500号 オーク1番街15F
近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所
品質管理課 契約審査係
電話 06-6574-8561 F A X 06-6577-2265

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成27年7月13日から平成27年8月3日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで、(1)に同じ。説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成27年8月4日14時00分、(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る）にすること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

実施日：平成27年8月5日から平成27年8月6日
時間は協議の上、決定する。

実施場所：近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。